

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
京葉ガスエナジーソリューション株式会社	千葉県市川市鬼高四丁目3番5号

2 指名停止措置期間

令和7年12月19日から令和8年2月18日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

京葉ガスエナジーソリューション株式会社の元従業員は、千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札し公正を害したとして、令和7年7月3日、千葉地検に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年4月1日付建設省営管第124号）別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第8号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 指定区域※内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 指定区域※外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内

※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。